	第１項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成25年旧措置法」という。）第68条の35第１項（償却費）（第68条の35第３項第２号、平成31年旧措置法第68条の35第３項第１号ロ、平成27年旧措置法第68条の35第３項第２号ロ又は平成25年旧措置法第68条の35第３項第２号）		
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の35第３項第２号、平成31年旧措置法第68条の35第３項第１号ロ、平成27年旧措置法第68条の35第３項第２号ロ又は平成25年旧措置法第68条の35第３項第２号）	10453	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	平成31年旧措置法第68条の35第１項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成29年旧措置法」という。）第68条の35第１項又は平成27年旧措置法第68条の35第１項（償却費）（平成31年旧措置法第68条の35第３項第２号、平成29年旧措置法第47条の２第３項第３号又は平成27年旧措置法第47条の２第３項第４号）	10461	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（平成31年旧措置法第68条の35第１項、平成29年旧措置法第68条の35第１項又は平成27年旧措置法第68条の35第１項（平成31年旧措置法第68条の35第３項第２号、平成29年旧措置法第47条の２第３項第３号又は平成27年旧措置法第47条の２第３項第４号））	10462	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表新事業開拓事業者投資損失準備金の項中「第68条の43の２第１項」を「平成31年旧措置法第68条の43の２第１項」に改め、同表金属鉱業等鉱害防止準備金の項中「別表十二（四）「11」」を「別表十二（三）「11」」に改め、同表特定災害防止準備金の項中「別表十二（六）「10」」を「別表十二（五）「10」」に改め、同表原子力発電施設解体準備金の項中「別表十二（八）「23」」を「別表十二（七）「23」」に改め、同表特定原子力施設炉心等除去準備金の項中「別表十二（九）「９」」を「別表十二（八）「９」」に改め、同表保険会社等の異常危険準備金の項及び原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の項中「別表十二（十）「７」」を「別表十二（九）「７」」に改め、同表関西国際空港用地整備準備金の項中「別表十二（十一）「15」」を「別表十二（十）「15」」に改め、同表中部国際空港整備準備金の項中「別表十二（十二）「10」」を「別表十二（十一）「10」」に改め、同表特定船舶に係る特別修繕準備金の項中「別表十二（十三）「９」」を「別表十二（十二）「９」」に改め、同表中小連結法人等の貸倒引当金の特例の項中「第68条の59第３項」を「平成31年旧措置法第68条の59第３項」に改め、同表農業経営基盤強化準備金の項中「別表十二（十四）「10」」を「別表十二（十三）「10」」に改め、同表農用地等を取得した場合の課税の特例の項中「別表十二（十四）「43の計」」を「別表十二（十三）「43の計」」に改め、同表認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例の項中「又は特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第９条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の96第１項」「又は特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第10条第４項に規定する旧認定特定非営利活動法人（以下この表において「旧認定特定非営利活動法人」という。）」及び「又は旧認定特定非営利活動法人」を削り、同表特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例の項中「別表一の二（三）「30」」を「別表一の二「１」」に改め、同第五号中「別表一の二（一）から別表一の二（三）まで（以下「別表一の二各表」という。）」を「別表一の二」に「、別表一の二各表」を「、同表」に改め「代え、」の次に「特例別表（」を加え「別表一の二各表の書式によった」を「法規別表一の二をいう。以下この号において同じ。）の書式によった」に「同号」を「当号」に「規定する別表一の二各表」を「規定する法規別表一の二」に「当該記載欄を付記した別表一の二各表」を「特例別表」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第十九号の次に二号を加える改正規定、同条第百二十三号トの改正規定、同条第百六号を同条第百七号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第百六号を同条第百七号とする部分を除く。）、同条第三十六号トの改正規定、様式第一の記載要領第四号の表関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却の項の次に次のように加える改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第二項の規定は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第　　号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第八号に規定する適用額明細書をいう。以下同じ。）は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成三十一年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度（同項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。